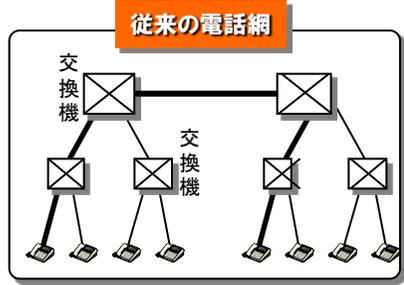


参考資料

2009年12月4日

電気通信事業における競争政策の変遷(事前規制から事後規制へ)

「テレフォニー」から



ネットワーク構造の変化

ブロードバンド化・IP化

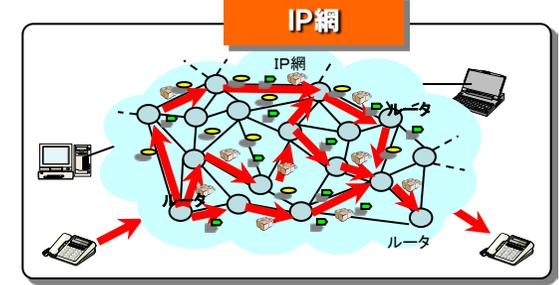
(ブロードバンドサービス契約数: 約3,091万加入(09.6現在))

モバイル化

(携帯電話・PHS加入数: 約1億1,407万加入(09.9現在))

※我が国の人口: 約1億2,759万人 (09.8 総務省人口推計月報)

「IPネットワーク」へ



ネットワーク構造や競争環境の変化に対応した競争政策の変遷

独占から競争へ

公正競争の確保・促進

事前規制から事後規制へ

1985年～

- 競争原理の導入
- 電電公社の民営化 (NTT設立)

1997年～

- **NTTの再編成【99年】**
- (ドミナント規制の導入)
 - 接続ルールの制度化(固定通信市場)
- (参入規制の緩和)
 - 需給調整条項の撤廃
 - 外資規制の原則撤廃【98年】
- (業務規制の緩和)
 - 料金認可制を事前届出制に【98年】

2001年～

- (ドミナント規制の拡充)
 - 移動通信市場における接続ルールの制度化
 - 禁止行為(※)規制の導入
 - ※特定の電気通信事業者に対する不当に優先的又は不利な取扱い等
- **ユニバーサルサービス制度の創設【02年】**
- **紛争処理委員会の創設**

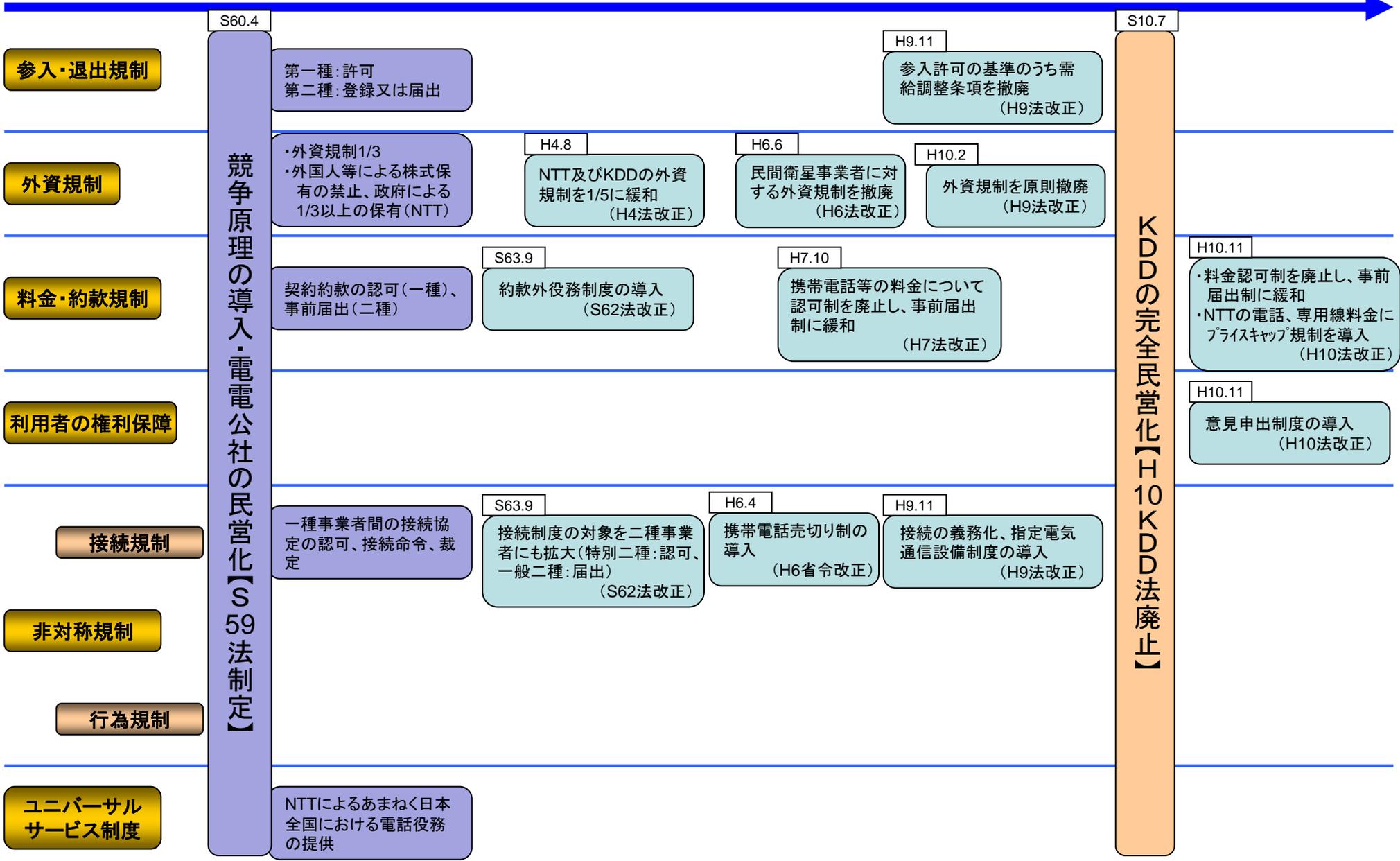
2004年～

- (参入規制の緩和)
 - 参入許可の廃止(登録/届出)
- (業務規制の原則廃止)
 - 料金・約款規制の原則廃止
- (消費者の権利保障)
 - 重要事項の説明義務化等

※ドミナント規制: 市場支配的事業者(通信市場への影響力が大きく支配的(ドミナント)だと判断される通信事業者)に対する規制

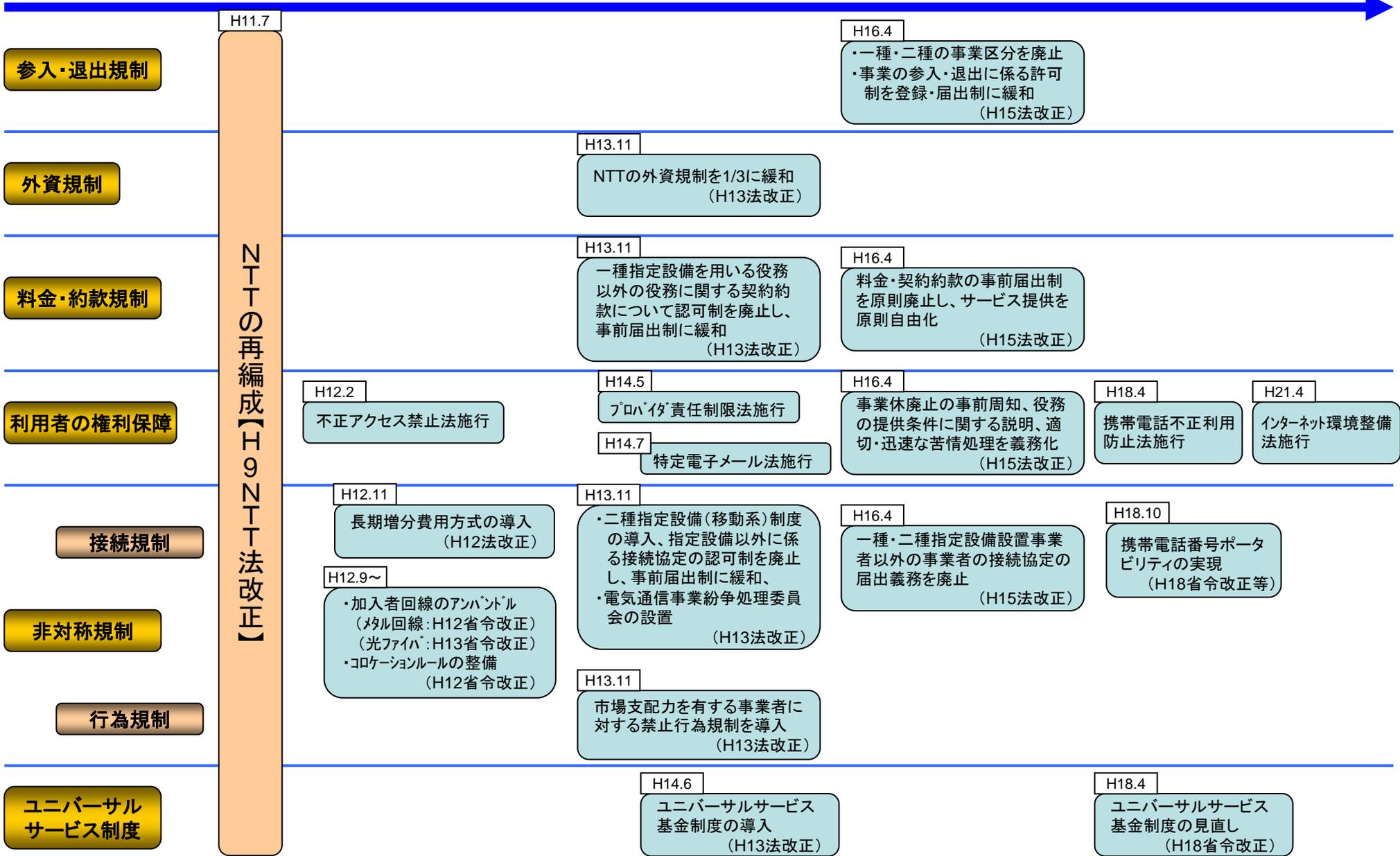
電気通信事業法の競争の枠組みの変遷①

(年月は施行時点)



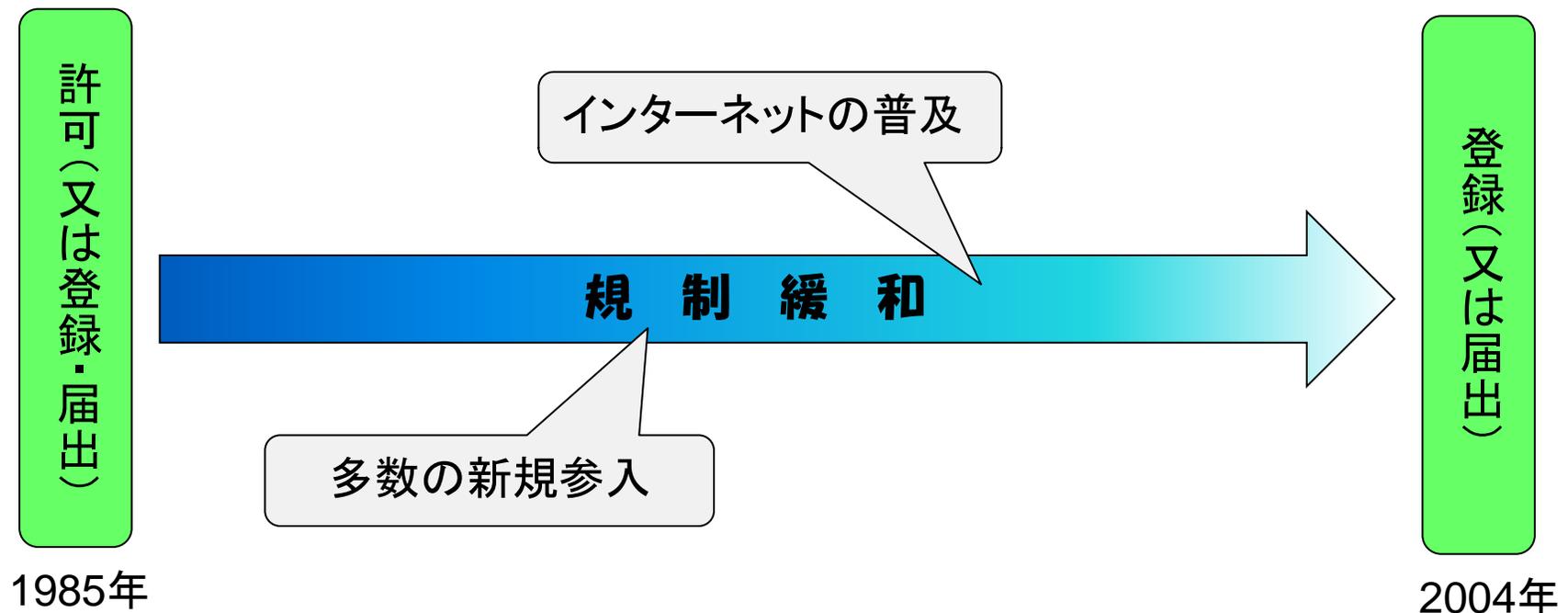
電気通信事業法の競争の枠組みの変遷②

(年月は施行時点)



電気通信事業への参入規制

- 法制定時(1985年)、電気通信市場への参入に当たり、電気通信事業の公共性を考慮して、サービス提供の基盤となるネットワークを自ら保有する事業者(第一種電気通信事業者)には「許可」、ネットワークを借りてサービス提供を行う事業者(第二種電気通信事業者)には「登録」又は「届出」が必要とされていた。
- 2004年、インターネットの普及や事業者間競争の進展を考慮して、許可制を廃止。一定規模のネットワークを有する場合は「登録」、そうでない場合は「届出」に規制緩和。



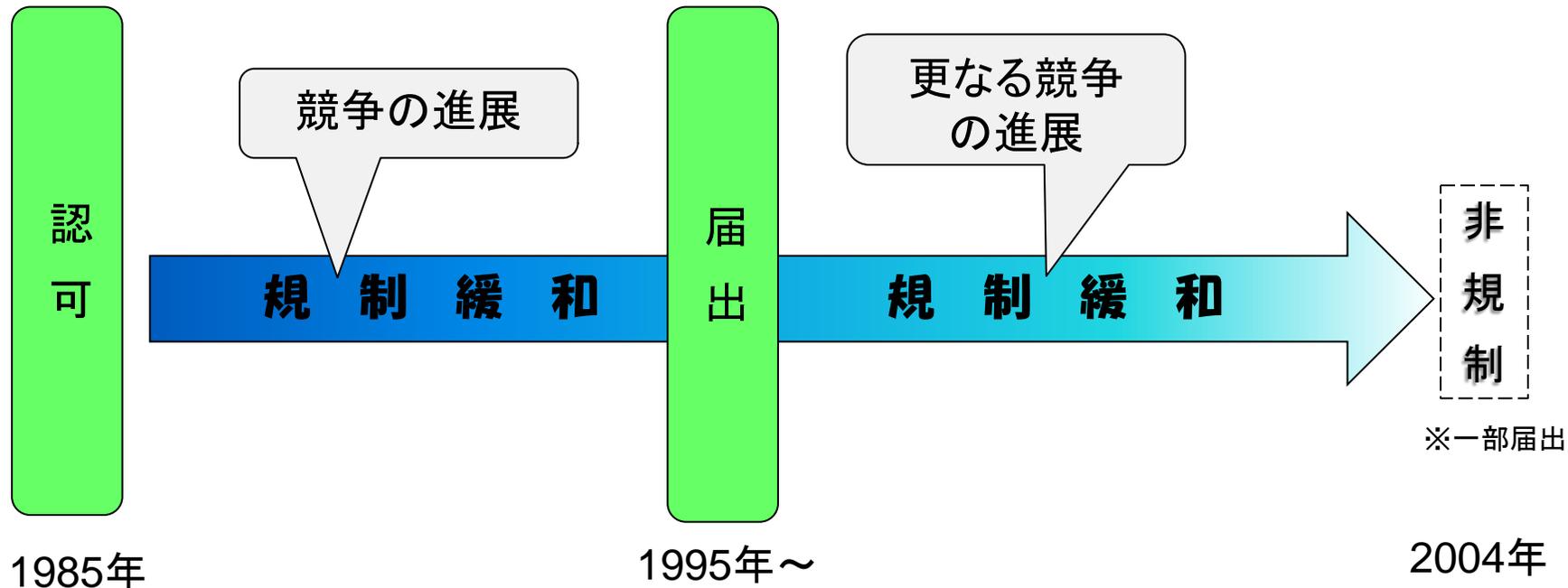
利用者料金に関する規制

■法制定時(1985年)、利用者料金(第一種電気通信事業)については、その適正性を確保するため、「**認可制**」とされていた。

■その後、市場での競争の進展度合いを踏まえて、**順次「届出制」への規制緩和**を実施。

■2004年には、実質的な競争の進展を踏まえ、「**届出制**」も**廃止**し、利用者料金については、**原則「非規制」**とされた。

※)NTT東西の加入電話等利用者の利益に及ぼす影響が大きく市場支配的なものについては、市場メカニズムを補完する観点から、届出制(一部プライスカップ規制を適用)とされている。



全ての電気通信サービス

非規制

- ・競争事業者の電話（通話等）
- ・競争事業者の専用線
- ・IP電話
- ・携帯電話、PHS
- ・インターネット接続サービス 等

ボトルネック設備を用いる市場
支配的なサービス
（指定電気通信役務）

- NTT東西の
- ・Bフレッツ
 - ・フレッツISDN
 - ・ひかり電話
 - ・一般専用サービス等
 - ・オフトーク通信

届出

国民生活に不可欠なサービス
（基礎的電気通信役務）

競争事業者の電話
（加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報）

NTT東西の加入電話
（加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報）

NTT東西の第一種公衆電話
（市内通話、離島特例通話、緊急通報）

プライスカップ規制対象サービス
（特定電気通信役務）

NTT東西の加入電話（市内通話、県内市外通話等）

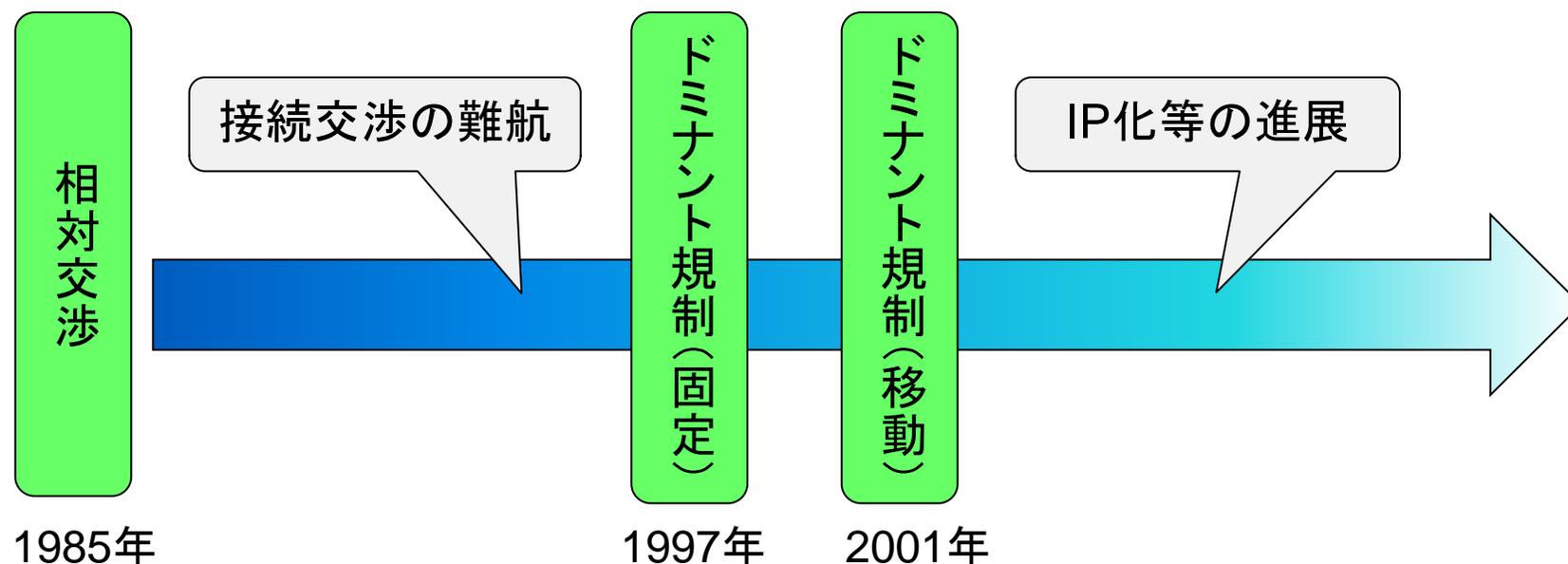
NTT東西のISDN（加入者回線アクセス、市内通信、
県内市外通信）

NTT東西の公衆電話（基礎的電気通信役務以外）

届出

ドミナント事業者に対するネットワークの開放義務

- 法制定時(1985年)、ネットワークの貸出料(接続料)は、事業者間の相対交渉により定めるスキームであったが、サービスが多様化する中で接続の交渉が難航。
- このため、**固定通信市場では**、アクセス回線のボトルネック性に着目した制度として、**97年にドミナント規制を導入**。アクセス回線シェア50%超を有する事業者に対し、**接続料の約款化(認可制)**を義務付けるとともに、ネットワーク設備を**細分化して貸し出す制度(アンバンドル制度)**を導入。
- 制度導入時には、NTTの固定電話網を対象。その後、IP化等の進展に対応し、ブロードバンド網(NGN等)も対象に。
- また、**移动通信市場では**、**01年にドミナント規制を導入**。**端末設備シェア25%超を有する事業者に対し、接続料の約款化(届出制)**を義務付け。



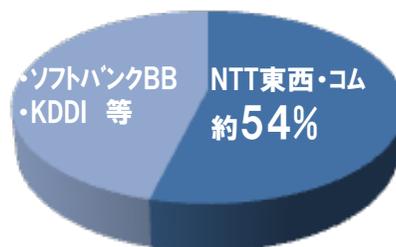
契約数等の事業者シェア

サービス別契約数等シェア(2009年3月末)

加入電話



IP電話



ブロードバンド

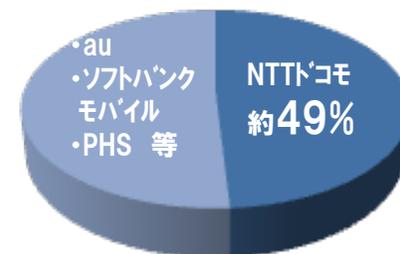
ADSL



FTTH



携帯電話・PHS



※ 主要な電気通信事業者におけるシェア

<参考:回線数シェア>



メタル回線



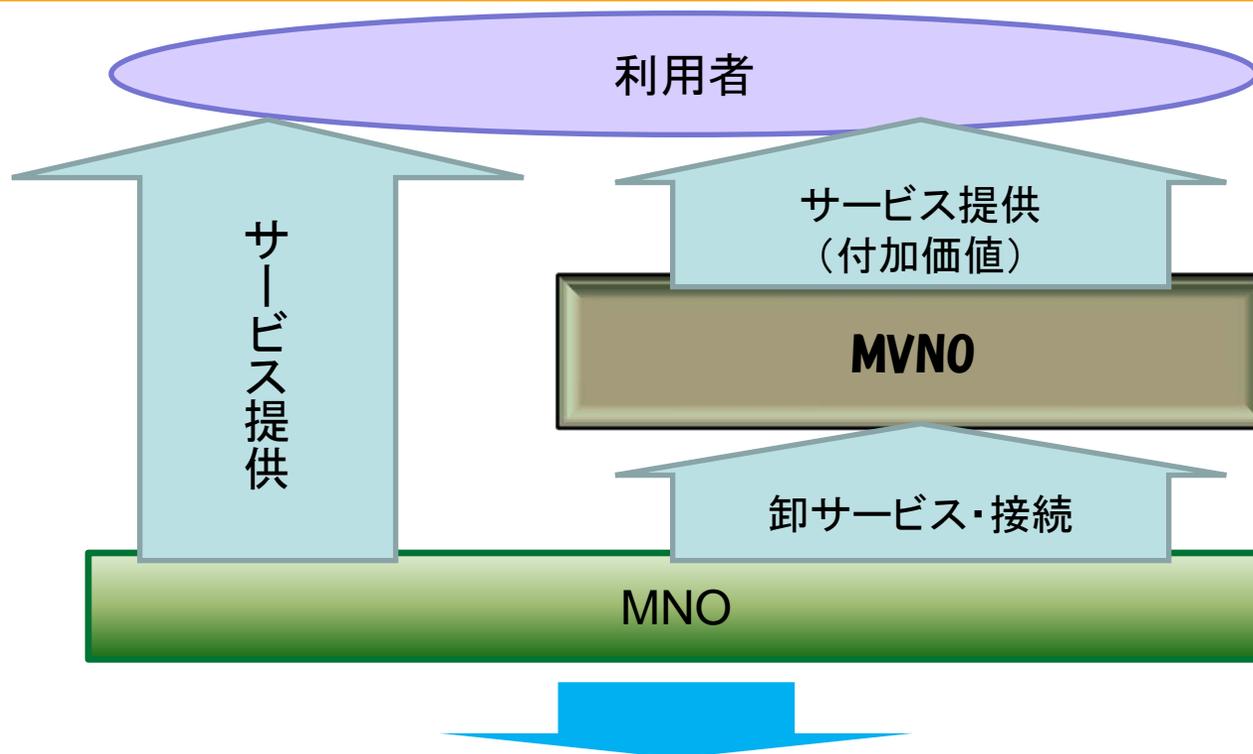
全回線



光ファイバ回線

MVNOの新規参入の促進

- MVNO (Mobile Virtual Network Operator: 仮想移動体通信事業者)とは、自ら無線局を開設・運用することなく、移動通信事業者 (MNO: Mobile Network Operator) の提供する移動通信サービスを利用すること等により、利用者に対し移動通信サービスを提供する電気通信事業者。
- 急速な技術革新等を背景としてMVNOのビジネスモデルの多様化が期待されることを踏まえ、MVNOの関連法規 (電気通信事業法及び電波法) の適用関係の明確化を図ることを目的として、02年に「MVNO事業化ガイドライン」を策定。



MVNOの新規参入によるサービス多様化、移動通信市場の活性化

MVNOの参入例

(各社のウェブページ等を基に作成)

みまもりホットライン(象印マホービン)

- NTTドコモのMVNOとして提供
- 無線通信機を内蔵した「iポット」を使うと、その情報がネットワークを經由して、携帯電話やパソコンから確認できるサービス
- 契約料5,250円(税込)、利用料3,150円/月(税込)



ディズニーモバイル(ウォルト・ディズニー)

- ソフトバンクモバイルのMVNOとして提供
- ディズニーのブランド、コンテンツを活用した携帯電話サービス
- ホワイトプラン(月額基本料980円、ディズニーモバイル・ソフトバンク携帯電話宛はメールし放題、1時~21時通話料無料)等



ココセコム(セコム)

- KDDI又はNTTドコモのMVNOとして提供
 - 位置情報サービス(ココセコム対応携帯を持っている人の位置情報を携帯電話等の画面で確認できるサービス)、救急信号サービス、現場急行サービス
 - 加入料金3,675円、基本料金262.5円/月
 - 位置情報提供料金:210円/回(電話の場合)
 - 現場急行料金:10,500円/回
- (上記金額は、いずれも税込)

